

過誤申立について

事業所が請求誤り等により、給付実績（請求明細書）を取り下げる必要がある時は、介護保険課へ過誤申立をしてください。

●提出書類 過誤申立書は、2種類あります。

介護給付費の取り下げの場合、「介護給付費過誤申立書」

総合事業費の取り下げの場合、「介護予防・日常生活支援総合事業費過誤申立書」

取り下げの対象給付様式により、いずれかの書式で提出してください。

●提出方法 介護保険課の窓口、または郵送。

●提出締切 毎月15日（15日が閉庁日の場合は、その直前の開庁日まで）

郵送の場合は、締切日必着となります。

●注意事項 ・同一審査月に、給付管理票の修正あるいは取消処理と、過誤申立を同時に行うことはできません。入力後、まもなく誤りに気づいた場合は、給付管理票の修正・取消処理が優先となります。給付が確定したものに対してのみ、過誤申立を行うこととなります。

・過誤申立による取り下げは、その月の給付費を上回らない金額になるようご注意ください。

●記入上の注意事項 ・「代表者印」は、原則として認印以外の法人印、事業所印等をお願いいたします。

個人事業所やクリニック等で、これらの印がない場合は、代表者の氏名を明記のうえ代表者の方の認印をご使用ください。（代表者と異なる担当者の方の印およびシャチハタは、不可）

・被保険者氏名は、介護保険被保険者証の文字と同じ表記でご記載ください。

・一度に10名以上の申立を行う場合は、申立書の2枚目以降、番号を適宜変更してご使用ください。 例：2枚目は、番号11～20。3枚目は、21～30となります。

●申立事由コード 取り下げの対象給付様式に該当する【様式番号（上2桁）】と【申立事由（下2桁）】を組み合わせた4桁の数字を記入してください。

介護予防・日常生活支援総合事業費の様式番号は、「10」または「20」になります。

<記入例>

1	0	0	2
}		}	
様式番号		申立理由番号	

「居宅サービス介護給付費明細書」について「請求誤りによる実績取り下げ」の場合、「1002」とご記入ください。

【様式番号(上2桁)】

様式番号	様式名称	明細書様式
10	居宅サービス介護給付費明細書 (訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)	様式第二
	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書 (訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス)	様式第七の三
11	介護予防サービス介護予防サービス介護給付費明細書 (介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)	様式第二の二
20	介護予防・日常生活支援総合事業費明細書(介護予防ケアマネジメント)	様式第二の三
21	居宅サービス介護給付費明細書(短期入所生活介護)	様式第三
22	居宅サービス介護給付費明細書(介護老人保健施設における短期入所療養介護)	様式第四
23	居宅サービス介護給付費明細書(病院又は診療所における短期入所療養介護)	様式第五
24	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防短期入所生活介護)	様式第三の二
25	介護予防サービス介護給付費明細書 (介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)	様式第四の二
26	介護予防サービス介護給付費明細書 (病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護)	様式第五の二
30	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護)	様式第六
31	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護)	様式第六の二
32	居宅サービス介護給付費明細書 (特定施設入所者生活介護・地域密着型特定施設入居者介護)	様式第六の三
33	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防特定施設入居者生活介護)	様式第六の四
34	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護[短期利用型])	様式第六の五
35	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護[短期利用型])	様式第六の六
40	居宅介護支援介護給付費明細書	様式第七
41	介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援)	様式第七の二
50	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設)	様式第八
60	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)	様式第九
70	施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)	様式第十

【申立理由番号(下2桁)】

申立理由番号	申立事由
02	請求誤りのため
45	適正化により(医療費突合)
46	適正化により(縦覧点検)

この2つの場合は、保険者より事前に連絡をいたします。